

「教科書業における特定の不公正な取引方法」の廃止についての意見

2006年4月17日

(1) 意見の提出者

- 氏名 加門憲文 (かもん のりふみ)
 - 住所 東京都千代田区二番町 12-1 全国教育文化会館 2F
 - 所属団体 日本高等学校教職員組合
- TEL 03-3230-0284 FAX 03-3230-1569

(2) 態度：本廃止に反対する

(3) 理由

そもそも教科書は、憲法・教育基本法の理念・原則をふまえ、真理・真実にもとづいて人類の文化遺産と英知を子どもたちに伝える書籍であり、市場原理のみにゆだねた一般の書籍とは厳密に区別して供給されるべきものです。また、教育の目標や課題は地域や児童・生徒の実態をふまえておこなわれるべきであり、そのためには適切な教科書選択の幅は広くなければなりません。本来の「教科書特殊指定」の趣旨は、まさにここにあるといわなければなりません。

このことを前提にしたとき、「教科書特殊指定の廃止」はどんな事態を招くのでしょうか。

まず第1に、「教科書業における特定の不公正な取引方法」の1および2（金銭、物品、饗応その他の経済上の利益の供与）が廃止されるならば、資本力の大きい教科書会社が、その宣伝力と価格競争力などによって市場の寡占化を強め、より資本力の小さい教科書会社を駆逐してしまうことは、容易に想像できることです。その結果、教科書採択の幅が極端に狭められることは目に見えています。現に教科書の寡占化は進行しつつあるといわれており、「教科書特殊指定」はますます重要になっています。「廃止」はまさに逆行といわなければなりません。

第2に、「教科書業における特定の不公正な取引方法」の3（中傷、誹謗、その他不正な手段による他社教科書の使用・選択の妨害）が廃止されるならば、不法・不当な方法による売り込みがエスカレートすることが懸念されます。検定用図書（検定前の教科書・いわゆる白表紙本）の事前配布は禁止されていますが、現に2006年度中学校使用教科書の採択にあたって、「新しい歴史教科書をつくる会」が作成した歴史・公民教科書（扶桑社版）検定申請図書が、70冊も教職員や教育行政関係者に配布されたことが国会でも明らかとなり、大問題になりました。「教科書特殊指定の廃止」は、こうした事態を野放しにしてしまうものであり、とうてい公正な教科書採択は望めなくなります。

こうしたことから見て、公正取引委員会が述べている「教科書特殊指定の廃止」の「趣旨」には何の説得力もありません。公正取引委員会が、あくまで「教科書特殊指定の廃止」を強行するのであれば、子どもが毎日学ぶ教科書まで「規制緩和」の犠牲にする暴挙として、国民的な批判を免れることはできないでしょう。

以上をふまえ、重ねて「教科書特殊指定の廃止」に反対の意を表明するとともに、「廃止」の撤回を強く要求するものです。

以上